

憲法・47教育基本法・子どもの権利条約をまもり、生かそう！

子どもと教育・文化 道民の会

会 報

No. 33

発行日 2016年6月20日

発行責任者 共同代表

姉崎洋一 加藤多一 河野和枝

事務局 〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目

北海道高等学校

教職員センター3階

TEL 090-9523-4396

FAX 011-271-5895

メールアドレス：

y.teiji195260@gmail.com

会員のみなさん

「会報No33」を発行いたします。

【今回の記事内容】

1. 【巻頭言】参議院選挙、主権者の権利を行使しましょう。
共同代表 姉崎洋一（北大名誉教授） p 2
2. 「子どもと教育・文化 道民の会」第12回総会総会報告 p 3
3. 「第24回参院選立候補予定者へのアンケート」結果について p 6
4. 「北海道教育委員会が発表した高校・特別支援学校の「配置計画案」について
事務局 菱木淳一（北海道高教組 書記次長） p 9
5. 「さっぽろ子ども・若者白書2016」の発刊から2ヶ月・・・
「さっぽろ子ども・若者白書」をつくる会 事務局長 沢村紀子 p 12
6. 母親たちの力が世の中を動かす！～子育て支援の今日的動向～
共同代表 河野和枝（北星学園大学） p 13
7. 【会員からのご案内】 劇団一揆 代表 橋田志乃舞（「道民の会」会員） p 17
8. 第12回総会資料 p 18～p 25

【事務局からのお願い】

- ① およそ1年間程度会費が未納な方は是非納入ください。
また、しばらくお休みされている方もこの機会に新たにご加入ください。
年会費1口単位1000円です。（何口でも結構です）
最終会費納入年を宛名シール最下段の数字で示してあります。数字のない方は2008年以降会費納入がありません。可能な範囲で会費納入をお願いします。
- ② 各地域で教育懇談会や憲法学習会を開催しませんか。
また、各地でのとりくみや会員のみなさんからのご意見や地域での子どもたちの様子などお知らせください。
- ③ 会報原稿（寄稿文など）をお寄せください。次回発行は2016年9月下旬を目途にしています。
- ④ メールアドレスお知らせください。住所変更がありましたらご連絡ください。
空メールでも結構です。ただし氏名がわかるようにお願いします。
（会報などの情報を郵送料なしで送れることで、財政的にも助かります。）
- ⑤ ホームページをご覧ください。
まだまだですが、一層充実するように努めます。ご意見などお寄せください。
メール kodomotokyoku@gmail.com HP kodomotokyoku.jimdo.com

選挙に関わる記事の掲載が可能ですので、是非ご活用ください。

【巻頭言】

参議院選挙、主権者の権利を行使しましょう。

共同代表 姉崎洋一（北大名誉教授）

7月10日の参議院の投票日が迫ってきました。今回の選挙は、第二次安倍政権にとって年来の憲法改正と軍事大国化を目指すという野望の実現と政権の政策の可否を問うものとして、重大な意味をもたせています。ただし、選挙戦術では、憲法改正を前面に出さず、アベノミクスという3つの矢の経済政策を前面に出して、国民の生活不安を逆手にとっての、経済の好転、国民総活躍社会、地域創生など、国民の期待に応えるかのような政策宣伝を盛んにしています。選挙制度における小選挙区を活用して、与党の数の多数を占めようと言う魂胆は相変わらずです。

しかしながら、今回の参議院選挙には、従来にない大きな変化が生まれてきています。

第一は、32の一人区の小選挙区にすべて野党統一候補を打ち出して、与党の独占を阻止する機運が高まっていることです。このことのもつ意味は大きなものがあります。これは、戦争法に反対してきた民主主義運動の成果でもあり、北海道5区の衆議院補欠選挙で示された市民の運動による野党統一への期待が持続してきていることを示しています。

第二は、経済効果の幻想を掲げる政権の嘘について厳しい診断をくだすことです。政府のアベノミクス効果宣伝に対して、国民の意識は醒めたものになっています。経済の好転の実感は湧かず、実質賃金と可処分所得は低下を続け、非正規労働者の増大と消費税増税不安が国民のリアルな実感といえます。加えて、大企業重視の法人税減税、富裕層のタックスハイブン地への資産移動による納税回避、政治家のスキャンダルや公私混同型の税の浪費の腐敗の続出に対しての国民の怒りは、ますます増大しています。暮らして経済を、一部富裕層や海外多国籍企業に向けて行うのか、賃金を上げ、社会保障を充実させ国民本位のものに組み換えるのかは、その重要な争点です。

第三は、選挙戦術上、政権が隠そうとしている最大の争点について、国民の厳しい診断を示すこ

とです。立憲主義と平和憲法の擁護をとるのか、憲法を改正し、立憲主義の理念を壊し、戦争体制に突き進むのか、いずれをとるのかは、日本の将来の根本問題です。一昨年7月1日の閣議決定の形をとった集団的自衛権行使容認に対して、この国の人々は、黙っていることはできない、なんとしても戦争に向って行ってはならないといういたたまれない気持ちに駆られました。政府は、閣議決定を受けて教科書検定基準の改訂（閣議決定に従って教科書記述内容を変える）などの周辺整備とアメリカの戦争に協力すべく沖縄の辺野古新基地増設にやっきとなってきました。国会には1本の法律と10本の法を一つに束ねてのいわゆる安保関連法案（戦争法というべきでしょう）を昨年6月に国会に上程しました。国会審議では、その正当性を欠く立法趣旨に対して、公聴人の憲法学者全員が違憲違法であるとの判断を示し、法曹界、学者の会、学生・若者たちやママの会などの声が次々と、戦争法案に対する反対と危惧の声を上げてきました。労働組合や諸団体も総掛かり行動で、その声に合流していきました。国会を取り巻く12万人の人々だけでなく、日本全国津々浦々1000箇所以上で、集会、デモパレードが呼応しました。内外のメディアもこのことに驚き報道しました。これに対して、9月末に政府は、安保法案を強行可決し、今年3月末に法の公布施行がなされています。しかしながら、憲法9条があるかぎり、正式の軍隊としての派兵は不可能です。従って、政府が目指すのは、選挙に勝利して、憲法の明文改正を行おうと言うことです。そのような、どす黒い野望を実現させてはならないでしょう。

今回の選挙では、公選法の改正もあって、18歳選挙権が実現されました。高校生にも有権者が生じました。若い人たちが戦争に巻き込まれていけないためにも、この選挙では、野党統一の力を生かして、主権者の権利を行使して、選挙にのぞみましょう。

子どもと教育・文化 道民の会」第12回総会報告

2016年5月7日 於：かでの2・7



5月7日、かでの2・7にて「第12回総会」が、40名の参加のもとを行なわれました。

【第1部】リレートーク

総会の第1部は、今年4月に発行された「さっぽろ子ども若者白書」について学習したいと言うことで、『さっぽろ子ども若者白書』から子ども・若者のいまを考える」と題して、「白書」づくりに中心的に関わってこられた柳憲一白書編集長さんと沢村紀子白書事務局長さん、更には「白書『学校・家庭と自分に関する』小学生中学生アンケート」の集計分析に関わってこられた北大の加藤弘通准教授の3名の方にリレートークをしていただきました。ありがとうございました。



リレートークのはじめは、柳憲一白書編集長さ

ん、『白書』づくりを通して見えてきた、子育て・教育の〈ひろば〉」と題して話をさせていただきました。

＊38年間宗谷で教育に関わってきて、いま札幌にいますが、知らない人ばかりで不安のあったが、今回の白書づくりを通して、様々な人たち素敵な大人たちがたくさんいてつながりができていること。

＊白書が、不十分かもしれないが、決して「告発型」ではない、子どもたちとその周りにいる大人たちの生き生きしたとりくみが交流できるものになっていること。

＊学校が、上からの「教育改革」の中で、だんだん上意下達の「戦前の教育」を思い出させる事態になってきていることが心配される状況になってきていること

＊いま学校がどうなっているのか。「学力向上」「授業時間確保」の名目で、行事がだんだん減らされてきているが、その中でもけなげに頑張っている子どもたちの姿や行事などを通して子どもたちに自治的な力をつけようと頑張っている先生方の姿が、白書にも紹介されていること。

＊今回行った「小・中学生アンケート」について紹介しつつ、学校が地域づくりに拠点になっているか、楽しい学校となっているか、子どもたちがいそいそと通えるような学校になっているか検証していくことが大切であること。

＊かつては教職員組合などが中心的な役割を果たしていたが、いまは地域の大人のとりくみが広がってきているし、市民的なレベルでとりくみを広げていくことが大切であること。土日休めないような、ゆったりできない先生にいい教育はできない、白書づくりに関わったような人たちのとりくみの中で、学校からも安心して声が出せるようになることが重要であること。

など、話していただきました。

お二人目は、沢村紀子白書事務局長さん、「地域で育つ子どもたち」と題して話をさせていただきました。

*自分自身の子育ても振り返りながら、日本の教育がどのように変わってきたのかを考えてみたい。
*60年代東京オリンピックを契機に、高度成長期に突入し、子どもたちのまわりの家庭や地域の環境が大きく変わってきたこと。

*核家族化、忙しく働く父親、育児はお母さんお仕事、孤立した子育ての始まり。経済中心の都市、地方の過疎化の中で、地域で子育てができなくなってきた。

*90年代以降も、ファミコン時代の中で、外で遊ぶ機会も減り友だち同士で遊ぶことも少なくなってきた。97年の児童殺傷事件等が起きる中で、思春期の子育てどうしたらいいか、他者の目を気にしながら一人子育てしなければならない中での不安や悩みも広がってきた。



*しかし、2011年東日本大震災は大きな価値観の変化が起きてきている。生活の見直しを考えさせる機会になっている。人とのつながりを大切にしたい共同の子育てが始まっている。

*「白書」づくりの中から少しずつ見えてきた。誰も知らない世界の中で、人と人がつながる、顔と顔がお互いに見えることで安心感が生まれる。「白書」には、共同の子育てのとりくみ事例がたくさん書かれている。是非たくさんの方に読んでいただき、さらに広げていただきたい。

と話をさせていただきました。

リレートークの最後は、「子ども・若者のいまとどうむきあうか」と題して、北大の加藤弘通（准教授）さんからの話をしていただきました。

加藤さんのお話は、「白書」の中にある『「学校・家庭と自分に関する」小学生・中学生アンケート調査についての「結果と分析」など中心にした

お話でした。

*まず、学校のこと。「学校は楽しい」か。調査結果は、小・中学生とも70%を超えていて、子どもたちは概ね「学校が楽しい」と感じている。

基本的には高い。しかし小4・5年では性差もあり、全国とは逆転して、女子の方が楽しんでいる。

*「学校が楽しい」ということとどんなことが関連性があるかということも分析してみた。「授業が楽しい」「行事が楽しい」「友だちといると楽しい」「家庭が楽しい」「先生との関係がいい」などいろいろと関連要因があるが、その中では特に、

「授業が楽しい」「行事が楽しい」には強い関連



性があった。

*特に「授業が楽しい」の中でも、教科との関連要因では、小学生では「総合的学習の時間」が強く関係している。その意味では、教師や学校の独自性が出せるものが大きく関係しているのかもしれない。

*アンケート調査は「家族・家庭」のことも聞いている。「家庭は楽しい」か。小学男子や中学女子は80%を超えている。中学男子は低く60%、「楽しくない」が13.9%もいて、他の倍になっている。「家庭が楽しい」と深い関連性に挙げられるものに「家族は自分の話を良く聞いてくれる」があった。

*その他、「自分のことが好き」「社会に役立つことをしたい」「いまの自分は元気だ」などいわゆる「自己肯定感」等についても調査・分析してきた。「自分のことが好き」ということと「学校が楽しい」「家庭は楽しい」ことの関連性が比較的強いことが示されている。

最後にまとめとして、

*①学校生活の充実には、授業と行事が大事、特に授業には「総合学習」。

②家庭生活の充実には、親の聞く耳が大事。

③自尊感情の充実には、学校生活が大事、特に「授業・活動」大きな役割を持っている。と話をしていただきました。

【第2部】総会

リレートーク後の第2部約1時間ほどの総会を行い、①昨年2月以降のとりくみを振り返るとともに、②「2016年度のとりくみ（活動計画）について」、③「2015年度会計決算報告」・「2016年度予算案について」、④「役員体制について」提案審議し、参加者全員により確認されました。

議案につきましては、巻末に掲載していますのでご確認くださいませようお願いします。

今年度のとりくみについて、「1. 大切にしたい視点」として6点、「2. 具体的なとりくみ」として大きくは3点を挙げています。

総会では、特に以下のことについて強調もされました。

①憲法や子どもの権利条約の精神とは全く真逆な方向に進もうとしている政府・文科省の教育政策や「北海道総合教育計画」などについて、その問題点や課題を明らかにすることが一層大切になっていること。

②子どもたちが大切にされる学校・地域をつくっていく上で、子どもの声・思いに寄り添いながら、子どもと教育に関わる様々な個人や団体更には地域がこれまで以上に共同の輪を広げていくことが重要になっていること。第1部で語られましたが、「白書づくり」の中で130名に及ぶ白書執筆に関わった方々がつながるだけでも大きな力になるなど、いろんな機会を通してつながることが大切なこと。

③札幌市はじめ奈井江町他で制定されている「子

どもの権利条例」がその後どう生かされているのか検証が大切であること。

④現在、道民の会会員は、全道におよそ500名いらっしゃいますが、会員の方々からの発信もいただきながら、地域での共同の子育て・教育がどうすすめられているのか、道民の会としても調査研究そして交流をすすめていくこと。札幌中心の活動だけにならないとりくみを重視すること。⑤そして「道民の会」が一層大きく強化されるように努力することです。

総会で決めた当面のとりくみとして、遅くなりましたが、「参院選予定候補者アンケート」にもとりくみ、この会報に掲載することができました。

自民党からの回答がまだないという点では残念ですが、今後公示後の選挙期間中でもHPなども活用しながら会員の皆さんへ情報発信していきます。あらためて本年もよろしくお願ひいたします。

「第24回参院選立候補予定者へのアンケート」結果について

「道民の会」は、7月10日に行われる第24回参議院選挙に立候補を予定している方5名に「子どもと教育・文化に関するアンケート」を行いました。その結果について、この会報とホームページでお知らせします。

アンケートの項目や回答は以下の通りです。

5名の予定候補のうち、6月19日現在で回答をいただいた方は、民進党鉢呂吉雄さん・民進党徳永エリさん・日本共産党森つねとさんの3名でした。自民党長谷川岳さん・自民党柿木克弘さんからは、回答がありません。アンケートを6月10日各選挙事務所にお届けし、一週間後の6月16日までに提出していただくことにしていました。また、提出期日後の17日にもあらためてお願いもしましたが未回答です。とても残念なことです。

【アンケート項目と回答】

1. 憲法を改定する議論が、おこなわれていますがどう思いますか。

- ①改定する必要がある。
- ②改定する必要はない。
- ③どちらともいえない。

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん (2)

コメントなし

民進党徳永エリさん (2)

9条の改正で軍隊保持と武力行使の縛りを解き、緊急事態条項創設で人権や立法を制限して行政権を拡大し、内閣の意向で「自由に戦争できる国」にすることは、子どもたちのためにも絶対に認められません。

日本共産党森つねとさん (2)

憲法改定は、安倍政権の特定秘密保護法、「集団的自衛権行使容認」、安保法制＝戦争法等の反動的な政治を完成させ、憲法を戦争と独裁、抑圧の道具にし、日本を「戦争する国」に変えるもので反対です。憲法9条を生かした対話と強調の平和外交をすすめます。

2. 参院選の大きな争点のひとつとしてあげられている、集団的自衛権行使容認を含めた「安全保障関連法」について、どのようにお考えですか。

- ①国際情勢を考えると、当然必要である。
- ②憲法の解釈を一方的に変える違憲な法制であり、廃止する必要がある。
- ③どちらともいえない

民進党鉢呂吉雄さん (2)

コメントなし

民進党徳永エリさん (2)

集団的自衛権の行使容認を時の一内閣が認めるというのはありえない事態です。安全保障関連法の成立過程も問題があり、廃案にするのが筋だと考えます。

日本共産党森つねとさん (2)

安全保障関連法は違憲であるとともに、力には力をとの政治で、これがテロと戦争の連鎖の繰り返しと拡大を生んでいることは、歴史が証明しています。国と国との紛争や対立は、対話と協調の外交的解決に徹し、憲法9条をそのために生かすべきです。

3. わが国が『子どもの権利条約』を批准して22年が経過。2012年、国連子どもの権利委員会は、日本政府に対して3度目の最終所見（91のパラグラフに及び）を行ったが、この条約と「最終所見」が一層生かされるためにはどうしたらよいと思いますか。

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん

民主党政権は「子どもの権利条約」を基本に、チルドレンファーストを掲げ、子ども手当、高校授業料無償化等を進めようとしてきました。政権交代で起きていることは、条約実現への更なる後退であることが遺憾です。

民進党徳永エリさん

子どもの権利を保障するための法も含めた制度検討が必要だと考えます。子どもの貧困対策推進法による対策なども進められていますが、対処療法ではなく、子どもが何を望んでいるか、意見をくみ取る仕組みが必要です。過度な競争や格差を生む経済政策の是正、教育や労働、社会保障の基盤を整えなければなりません。

日本共産党森つねとさん

全国学力テストの公表など「子どもたちを過度の競争にさらす」ことはやめます。また、教育委員会制度改悪をやめ、子どもの意見が学校づくりに反映でき、子どもが地域の一員として位置づくような生徒と保護者、教職員、地域の関係をつくります。

4. OECD加盟国中最下位の教育予算（GDP比率）となっているが、このことについてどう思いますか。

- ①財政状況が厳しい中でも、増額に努める（予算比率を高める）必要がある。
- ②財政状況を考慮すれば、現行程度を維持することで十分である。
- ③どちらともいえない。

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん (1)

コメントなし

民進党徳永エリさん (1)

35人学級やICTの活用、教育格差の解消のための授業料無償化など、教育をめぐる必要な施策は多々あり、予算を増額して対応すべきと考えます。

日本共産党森つねとさん (1)

「税金は社会保障と若者、子育てに優先して使う」政治に改めます。そうして、大企業や富裕層への優遇税制を元に戻せば、消費税増税なしで教育予算は増額できます。正規雇用があたりまえの社会にして経済成長をすすめ税収を増やして、更に増額します。

5. 子どもの人数が減少する中で、全道各地で学級削減や学校統廃合が急激に進んでいることについてどう思いますか。

- ①ある程度の学校規模が必要であり、すすめることについては賛成である。
- ②地域の活性化も含めて、地域の学校をなくすことには反対である。
- ③どちらともいえない

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん (2)

コメントなし

民進党徳永エリさん (2)

通学にかかる負担や住み慣れた地域の文化や住民との交流も含めて「学ぶ」という視点から言えば、経済合理性で統廃合を進めるのは反対です。懸念に対しては、ICTを活用したり、集団活動が必要な際だけ移動するなどに対応できると思いますし、逆に少数だからできる教育もあると思います。

日本共産党森つねとさん (2)

学校の規模や配置は、子どもの教育にとってど

うかを第一に考えるべきです。登下校時の安全や登下校の子どもへの負担、放課後の遊びや自主的取組み等地域毎で違います。財政的、機械的な統廃合はやめ、父母、住民も参加した総合的な検討と合意が必要です。

6. 「給付型奨学金制度」や「授業料（学費）の無償化（軽減）」（私学助成の増額等も含めて）など誰もが安心して学べるように、「教育の無償化」の方向をめざすことについてどう思いますか。

- ① 現行制度を維持すべきである。
- ② ある程度の「無償化」は必要だが所得制限などを設ける必要がある。
- ③ 「無償化」は必要なことである。
- ④ どちらとも言えない

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん (3)

コメントなし

民進党徳永エリさん (3)

家庭の所得や環境を問わず、必要な教育が確保されることは子どもの権利であり、「無償化」が必要だと考えます。

日本共産党森つねとさん (3)

OECD30カ国中「授業料が有料で給付制奨学金がない」のは日本だけ。先進国では無償で教育を受ける権利の保障が常識です。大学授業料を毎年引下げ、10年間で半額にします。また、月額3万円の給付制奨学金70万人分創設します。

7. 日本の「子どもの貧困」（貧困率16.3%、北海道は19.7%都道府県ワースト5）をめぐる課題についてについてどう思いますか

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん

労働条件の劣化が家庭の貧困を招き、子どもた

ちを追い込む悪循環が加速しています。家庭の所得状況で子どもの生活や学習、進路が左右されないように、児童扶養手当の充実、給付型奨学金創設、居場所づくりなどが急務です。

民進党徳永エリさん

子どもの貧困は喫緊に解消しなければならない課題だと思います。雇用を含めた経済環境の改善や「北海道子どもの貧困対策推進計画」の推進はもちろんです。北海道においても当事者たる子どもと親への調査を実施し、実態の把握とニーズを踏まえた、より効果的な施策を検討すべきです。

日本共産党森つねとさん

2013年に「子どもの貧困対策法」が成立しましたが、その後も悪化を続け、年々深刻になっています。この要因になっている安倍政権の雇用破壊と社会保障削減の政治をやめさせます。緊急に、生活保護と児童扶養手当の充実をします。

8. 今回の参院選から「18歳選挙権」が実施されます。また学校では「主権者教育」が本格的な始まっています。高校生の政治活動について「禁止」「届出」などの動きがありますが、このことについてどう思いますか。

- ① ある程度の規制は、必要である。
- ② 「禁止」「届出」などは、行うべきではない、必要ない。
- ③ どちらともいえない。

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん (2)

コメントなし

民進党徳永エリさん (2)

18歳の若者たちに選挙権を付与しながら、政治活動を規制するのでは、「主権者」足りえず、全く理解できません。

日本共産党森つねとさん (2)

18歳選挙権は、高校生が政治を自由に語り、行動

することが民主主義を根づかせる重要な課題であるとして実現しました。届出制は生徒の政治的考えを明らかにさせ内心の自由を侵す重大な憲法違反です。また、活発な議論を狭め 18 歳選挙権の趣旨に反します。

9. 日本の教育にとっていま何が一番必要だと思いますか。記述でお願いいたします。

【回答】

民進党鉢呂吉雄さん

学習能力、運動能力とテスト至上で子どもたちも先生たちも大変です。子どもたちをその特性に応じて、のびのびと育ていける環境づくりが大切です。

民進党徳永エリさん

子どもたちに寄り添い、その力を信じる心ではないでしょうか。子どもの言い分をしっかりと聞いて、権利を守る、対応する大人としての責任です。ややもすると、子どもたちが望むと望まないにかかわらず、大人の視点でものごとを考え決めていることを省みたいと思います。

日本共産党森つねとさん

世界最低水準の教育予算の引き上げて、重すぎる教育費負担を軽減すること。ゆきすぎた競争主義をなくすること。「上からのしめつけ」をやめて、子どもの権利と教育の自主性を保障すること

北海道教育委員会が発表した高校・特別支援学校の「配置計画案」について

北海道高教組 菱木淳一（道民の会 事務局）

6月7日（火）、北海道教育委員会から「高校配置計画案」と「特別支援学校配置計画案」が発表されました。高校は来年度から向こう三年間（2017 - 2019 年度）の計画、特別支援学校は来年度（2017 年度）の計画です。計画案の内容は学級数（間口数）や学校の統廃合、新設などが示されています。今回の発表で新たにわかった計画を抜き出すと、高校においては、2019年度、全道各地の6校で1学級減、函館西と函館稜北を募集停止し、函館西の校舎を使用して新たな高校の新設を行うとしています。特別支援学校においては、2017年度、高校の空き教室（上磯高校）や閉校した小学校（真駒内小学校）を活用して、2か所に高等支援学校の新設の案が示されています。

北海道教育委員会は、高校配置計画案に先立ち、今年度1回目の地域別検討協議会（4～5月）を

全道各地で実施しています。協議会には学校関係者、PTA 関係者、傍聴者合わせて、全道で 1000 名以上の参加がありました。「遠距離通学は、保護者の経済的負担が大きくなるのではないか」「国に対して、少人数学級のための働きかけを続けてほしい」などの声があがり、機械的に地域の学校を無くさないでほしいという切実な声が出ています。

一方、特別支援学校高等部はここ数年、新設のラッシュです。今年度は、4校の高等部（札幌2校・十勝1校・旭川1校）が新設、来年度も2校の新設が見込まれています。しかしながら、これらの学校には寄宿舎とスクールバスがなく、通学保障の問題があります。しかも、統廃合された空き校舎・教室を転用しているために、特別な支援が必要な子どもたちの学びを保障できるのかが心配されています。高等部においては、今後も進学

者数は増加することが予想されており、間口の確保が必要です。

9月には、「案」がとれて、「配置計画」として正式に発表されます。今後、高校配置については、7月～8月にかけて2回目の地域別検討協議会、道南圏の特別支援学校についても7月頃を目途に配置計画の説明会が行われる予定です。

【資料】

2016年6月8日
教育の機会均等、子どもの学習権を脅かす
「配置計画」の見直しを求める
～「公立高等学校配置計画案」（2017～2019年度）、2017年度「公立特別支援学校配置計画案」に対する声明～

北海道高等学校教職員組合連合会
全北海道教職員組合

1. はじめに

北海道教育委員会（以下、道教委）は6月7日、「公立高等学校配置計画案」（2017～2019年度。以下、「高校配置計画案」）と「公立特別支援学校配置計画案」（2017年度。以下、「特別支援学校配置計画案」）を発表した。

「高校配置計画案」では、今年度あらたに提案された計画には、2019年度、6校（岩見沢西・札幌東豊・室蘭工業・苫小牧南・北見柏陽・北見商業）の各1学級減、函館西（3学級）と函館稜北（3学級）を募集停止し6学級の新設校（学科検討中）として再編する案が示されている。

また、「特別支援学校配置計画案」では、高校の空き教室（上磯高校）や閉校した小学校（真駒内小学校）を活用するなどして、2か所に高等支援学校を新設するとしている。

私たちは、子ども・保護者・地域からの「地域から学校を無くさないでほしい」という声を大切にした配置計画を求め続けているが、道教委は、学校規模が大きくなる利点ばかりを強調し、それらの声に耳を傾けたとは到底思えない計画案を示した。私たちは、子ども・学校の実態と保護者・地域の願いに基づいた配置計画に今すぐ見直すことを求めるものである。

2. 子どもたちや地域、学校現場の声を生かす高校配置計画を求める

「高校配置計画案」の発表に先立ち4～5月に全道各地で行われた「地域別検討協議会」には、多くの教育関係者、PTA関係者が出席し、地域の高校に対する思いが多数語られた。「遠距離通学は、保護者の経済的負担が大きくなるのではないか」「国に対して、少人数学級のための働きかけを続けてほしい」「子どもの貧困、人口減少などますます地元の高校の存在意義が大きくなっているのに、生徒のニーズがある限り学校を存続してもらいたい」「北海道独自の教育に対する先行投資として学級定数を引き下げ、北海道を支える子どもたちを育ててほしい」など、「新たな高校教育に関する指針（2006年）」（以下「指針」）に固執して機械的に地域の学校を無くさないでほしいという多くの声が上がっていた。道教委は、協議会を開催するだけにとどまらず、これらの切実な声に真摯に耳を傾け、高校配置計画に生かすべきである。

さらに、道教委が計画策定にあたり、地元の中学校・高校で学ぶ子どもの声を聞き、十分な議論の機会と時間を保障していないことも重大な問題である。道教委は、教育の主人公である子どもたちの声にも耳を傾け、地域や子どもと共につくる北海道の高校教育を目指すべきである。このことは「子どもの権利条約12条・意見表明の権利」でも保障されている。

7月からは第2回の地域別検討協議会が開催される予定である。道教委は地域の意見を尊重し、「指針」に固執しない柔軟な検討をすすめるべきである。また、該当校や地域への事前説明を十分に行うとともに、現在の地域別検討協議会の持ち方をより多くの道民や子どもが参加し、意見表明をすることができる真にひらかれた場に変えていくよう強く求めるものである。

3. 十分な教育条件整備を反映した特別支援学校配置計画を求める

特別支援学校の配置についてみると、2016年度、3校の高等支援学校と1校の特別支援学校が開校した。特別支援学校配置計画案では、2017年度、

道南圏には、上磯高校の空き教室に2間口、札幌市内には、閉校した小学校校舎を活用して7間口の市立高等支援学校の開校を予定している。いずれの学校も寄宿舍の併設はない。北海道の高等支援学校においては、2009年度開校した小樽高等支援学校を最後に、寄宿舍を併設しておらず、スクールバスの運行もなく、自力で通学できない子どもは保護者の負担によって通学が支えられている現状にある。しかも、ここ数年で増設された学校は予算不足を理由に、統廃合された空き校舎・教室を転用している。普通学校の校舎の転用で、特別な支援が必要な子どもたちの学びを保障できるかの検証が必要であり、学校の設置者である道教委は、障害者差別解消法5条で定められている通り、子どもの実態に合わせて、必要な環境整備をするための十分な予算措置をとるべきである。

高等部においては、今後も進学者数は増加することが予想され、学科編成・入学者選考検査の在り方と合わせて、地域的条件や高校の特別支援教育のとりくみとの連携をとりながらの配置計画が必要である。学校新設にあたって道教委は「設置自治体の要望等も含めて、総合的に勘案して決めている」としているが、だれのための学校なのかの基本に立ち返り、必要な地域の学校新設にすべきである。

高等部の学科再編は、2017年度以降、障害の程度が「比較的軽い学科」「比較的重い学科」の区分を廃止し、本人・保護者が将来の進路希望や教育課程の特色、学ぶ内容によって学校を選択することができるようになった。子どもや保護者にとって、障害の「軽い」「重い」ではなく、教育内容によって進路選択ができるようになることは、多様な学びの場の保障、本人の願いの実現という点では、私たちも同じ考えであり、一定評価をしている。しかしながら、教育課程が子どもの発達や実態に合っていないければ、本質的なインクルーシブ教育の実現とはいえない。今後、提示した学科再編の考えに固執するのではなく、実践を積み重ねる中で検証し、入学した子どもの実態に合わせた学科の在り方を再検討することを求めるものである。

4. 経済性・効率性最優先の学校づくり・地域づくりからの転換を求める

2006年に「指針」が出されて以降、36校の高校が閉校し、そのうち18の自治体から地域唯一の高校が無くなった。私たちは、高校統廃合や学級数削減が教育の機会均等、地域づくり、子どもたちの将来に大きく影響することから、「指針」の見直しを強く要求し続けてきた。昨年度教委は、地域、保護者の求めから、「高校教育検討委員会」を立ち上げ、再編基準の在り方、地域と連携した教育環境の充実についてようやく検討を始めた。今年9月を目途に検証結果を取りまとめるとしているが、議会質問の答弁で触れているのは「地域キャンパス校の再編基準の緩和」や「ICT遠隔システムの積極的な活用」などの対応にとどまっている。私たちや地域住民の求める根本的な見直しとなるか、大変不安であり疑問である。地方の市町村には、切実な思いとして地域の高校を残して欲しいという願いがある。このことは、地域別検討協議会での声や私たちが教育キャラバンの懇談で聞いてきた地方自治体の首長・教育長の意見からも明らかである。

高橋知事も公約しているとおり、「地方創生」は北海道の喫緊の課題である。国や道の政策により、都市集中がおこり地方の過疎化が進んだ。そのしわ寄せが地方の子どもたちに及ぼうとしている。今一度、子どもたちの教育権を保障する視点とともに、高校を無くしていく方向が地域社会の未来にどれほど影響するのかという視点でこの問題を見るべきである。国が推し進める経済性・効率性最優先の価値観で行ってきた学校づくり・地域づくりを転換し、国に働きかけをしながらも、北海道独自で地域の主体性を生かした学校づくり・地域づくりの方向に歩み出すべきである。地域の「たからもの」である学校を核にしながら、子どもと共に歩いていく。私たちは、そんな地方創生が北海道の未来を明るくする方向だと考える。

教育にお金をかけることができない国や自治体に未来はない。多様で豊かな北海道の教育を目指すことができるような配置計画の策定を求めるものである。



「さっぽろ子ども・若者白書2016」の発刊から2ヶ月・・・

「さっぽろ子ども・若者白書」をつくる会

事務局長 沢村紀子

2016年4月に「さっぽろ子ども・若者白書2016」を発刊して2ヶ月が経ちました。札幌・北海道を中心に全国から注文を頂き、お陰様で売れ行きも順調です。

♥ あっという間の1ヶ月・・・

4月17日（土）の発刊記念シンポジウム以降、注文を受け、発送手続きをする毎日が続きました。地域で実践的活動をしている方々はもとより、保育士を目指す学生さんや、お孫さんのことを気にかけるお年寄り、大学の先生や地方自治体からも「新聞で知りました」「Facebookで見ました」などと、メールやFAX、お電話を頂き、関心の大きさを実感しました。個々に白書の活用方法は異なりますが、「困りごと」「気になること」に少しでもお役に立てればと思います。また、私達の身近にこれだけたくさんの活動があることを知っていただければと思います。

白書を読み進める中、個人的に感じたことがあります。今、目の前で起きている「子ども・若者の生きづらさ」に対応していく為には、「地域の力」お互いの顔が見える地域づくりと、将来を見据えた対応として、乳幼児期を豊かに過ごすことが出来る地域、乳幼児を育てる親達を暖かく見守り、サポートが出来る地域づくりが求められていることを改めて感じました。若者の生きづらさを見つめ直した時、乳幼児期に回帰するからです。

♥ さあ、これからは・・・

発刊後1ヶ月を過ぎる頃から、これからの白書活動について考え始め、「さっぽろ子ども・若者白書2016」の作成過程の振り返りと共に、白書で紹介した取り組みを更に深く知る機会を設けたいと考えました。

第一弾は6月11日（土）に、発刊後2ヶ月の報告会と併せて、第2章子どもと学校・教育で執

筆して下さった子どもの学習支援団体「NPO 法人 Kacotam」の高橋さんをお招きして、白書で語りきれなかったカコタムの活動についてお話して頂きました。

環境に左右されず、子どもたちが考え、行動し、楽しむための居場所づくりを若者らしいアイデアで創造し実現していく姿に、会場のおじさん、おばさんたちはうなずいてばかり・・・。新たな学びの場となりました。

今後も継続して皆さまのリクエストを伺いながら、定期的に今回のような企画を行いたいと考えています。また、「小学生・中学生アンケート」については、経年的な資料としていくための取り組み方について、今後検討していく予定です。



♥ さて、増刷します！！

発刊してまだ2ヶ月というのに、在庫が少なくなり増刷をすることになりました。最初は1000部完売することも難しいのではと思っていましたが、1200部発刊し、更に300部の増刷。うれしい限りです。

子ども・若者をめぐる状況に危惧を抱き、何とかしたいと思う方が多くいらっしゃるということと思います。大人の責任として、未来を担う子ども・若者の生きづらさを少しでも解きほぐす手立てを、白書というツールを使って皆さんと共有し、活動を広げて行くことができればと考えます。

母親たちの力が世の中を動かす！～子育て支援の今日的動向～

河野和枝（共同代表 北星学園大学）

1. 「保育園落ちたのは私！」のはじまり

保育園に入所できなかったある母親の SNS 投稿、「保育園落ちた日本死ね!! 一億総活躍社会じゃねーのかよ。保育園ふやせ、つくれよ。どうすんだよ、会社やめなくちゃならねーだろ。何が少子化だよ。クソ、子ども産むやつなんかいいよ」（内容略）と荒々しくママが叫んだ。その後の反応がまたすごい。「言葉は乱暴だがママの気持ちがよく分かる」「私も同じ、悔しくて…でも泣き寝入りしかないのかと思っていた」と多くの親たちが共感し怒りを共有している。実際投稿したママは 30 代の会社員でつぶやきのつもりだったという。保育所不足と待機児童が減っていない現実が国民に晒され国会議論に持ち込まれた。これまで見られなかった現象だ。SNS 時代に生きる若者たち文化の結集が世論を喚起したということであろう。同時にそれほど働く母親たちの切実さと喫緊の問題であったということである。

アベノミクス「新3本の矢」に「夢を紡ぐ子育て支援」めざすは出生率 1.8 が掲げられている。5月18日、一億総活躍国民会議が出した「日本一億活躍プラン（案）」には、希望どおりの人数出産・子育て（保育・育児不安の改善）などと相も変わらず現実を直視し親たちの実態を目くらますような美辞麗句をオンパレードしその実効性に無頓着さを呈している。「1 億総活躍」とは国民すべてが低賃金であっても働けということと理解する者としては、政策的矛盾というよりはあえて矛盾を置き去りにする「子育て支援」と言わざるを得ない。

さて、昨年 4 月本格スタートした「子ども・子育て支援新制度」（以下新制度）が一年を経過した。待機児童解消が大きな狙いの新制度であるが前述のように進展しているとは思われないが現在の動向に注目してみる。

スタート直後からこの間、保護者や保育士等から次々と問題点が明らかにされてきた。中でも「多子世帯の保育料が大幅値上がり!」は、ショッキング

な問題として浮かび上がった。スタート以前に予測されていたことでもあり、軽減措置など具体的対策を取った自治体もあるが札幌市のように保護者に訴えられるまで放置する自治体もあり「子育て支援」施策の真価が問われる問題が発生したと言える。また、主に 0～2 歳までの子どもを保育する地域型保育事業（市町村認可事業…小規模保育、家庭的保育、事業所内保育）がこの間施設数を増やし、しかも民間企業等の参入が際だって目立つ現状にある。「便利に使える保育所」として選択肢を増やしているが、これまで現場経験から実証されていることであるが、規制緩和政策が振興する中で起こる「保育事故」の問題を解消させる制度設計となっているのか問われている。新制度により学童保育所は、法的基準が明文化されその意味では一歩前進のスタートであったと言えるが、内容としてはあくまでも「一歩である」。子どもたちの生活居場所である環境が改善されず、また専門職員である指導員が軽視されサービス提供者的位置づけの「学童支援員」に専門性を無視したもと現場から批判がある。

あらためて、あらゆる保育の場が子どもたちにとって安全・安心の場となっているのか、親たちとの「共同の子育て」が豊かになっているのか、現段階での新制度を筆者の視点で検証してみる。

2. 「子育て支援といいながら保育料が高くなるなんて！」

○保育料値上げ問題

保育料の算定基準が所得税額から市町村民税額（住民税）に変わったことで、これまでみなし適用されていた年少扶養控除（子どもが多くなれば保育料が安く抑えられる）を新制度導入から廃止されたことで保育料値上げが確認された。特に子ども3人世帯では、年収が変わらないのに月額2万円～3万円以上も値上がりするほどになったのである。子ども2人以下でも保育料の値上がりが起こる世帯もあり、親たちから「払えない」「生

活できない」と救済措置の声があがり広がった。4月から制度はスタートしたが、前年度から入所している子どもの保育料が、経過措置を経て9月から新保育料になったことで明るみになったと言われるが、内閣府の「子ども・子育て会議」が新制度の具体的内容を次々提示し、「公定価格」利用者負担の水準が出されたときにすでに親たちの間では問題となり、救済措置が必要と提起されていた事案であった。(2014年12月札幌市で開催した内閣府主催「子ども・子育て支援新制度参加型勉強会」において親からの発言があった)

新制度が「子育て支援」を目的とするものであることから、保護者に保育料の軽減こそあってしかるべきところ負担増を強いることは制度上の大きな問題であり、内閣府をはじめ自治体の対応は“そもそも子育て支援に対する認識”が問われる事態である。札幌市長も保護者たちからの訴えに対し当初「救済措置は考えられない」と突っぱねたが、その後保護者などから「異議申し立て」運動が起こり、11月には子ども三人以上の世帯を対象に旧制度に戻した算出で負担軽減策を出している。道内では札幌市のように負担軽減策をとったところもあるが、新制度の算定方式をそのまま続行するところもある。また「在園時のみが対象(卒園するまで)」と限定し新年度から入所する子どもたちには適用されないとする自治体もあり問題が残されている。少子化対策としても保育料の軽減(無料化)措置は重要課題である。

3. 待機児童解消のカギであった 小規模保育所が増えたが…。

○保育認定の問題

新制度では、教育標準時間認定子ども(1号認定)満3歳以上の保育認定子ども(2号認定)満3歳未満保育認定子ども(3号)という「保育認定証」を受け、保育所や幼稚園などなどを利用することになった。3~5歳の1号認定は幼稚園、0~5歳の2、3号認定は認可保育所、0~5歳の1、2、3号認定は認定こども園という具合に保育認定に合わせて保護者が施設を選定する仕組みである。

この間の待機児童の多くは0~2歳児であり、その対策として地域型保育を認定保育所として新制度は盛り込んだ。子どもが5人以下の家庭的保育、6~19人の小規模保育、事業所保育、居宅訪問型保育である。居宅訪問保育は今のところ制度運用している自治体は少ないが、家庭的保育、小規模保育、事業所保育は新制度スタート後設置数が都市を中心に増加している。それまでの無認可保育所が新制度に移行したり、資金を持つ民間企業が設置基準をクリアしやすいこともあり参入しているのが特徴である。認可保育所に入れずやむなく地域型保育を選ばなければならなかった世帯もあるが保護者の多勢は、3歳からの保育が継続する認可保育所を求めているのが現状である。つまり地域型保育は2歳で終わるため再度「保活」(保育所探し)をしなければならず、都合良く3歳からの保育所が見つかる保障はない。その不安を抱えたままの2年間になる心労が付きまとうことを考えあくまでも認可保育所1本で申請する保護者もいると聞く。待機児童がまた増えるひとつの要因にもなっていると考えられる。

新制度に導入された、3歳後は「教育」プログラム、2歳までは保育の名にかぶせた「託児」と振り分ける「保育認定」、ここまでして子どもの生活空間を分断しなければならないのか、保育指針には「保育とは教育と養護を統一した活動」とあり乳幼児の生活空間を分断することは大きな問題を含んでいると言わざるを得ない。

札幌市内のある事業所保育の保育士は、少人数の良さは確かにあるだろうが、大人が手を掛けすぎること多くなり、保育所の役割でもある子ども同士が影響し合い発達する環境が薄れ、適数の子どもが異年齢で過ごすことで産まれる「とも育ち」がなくなるように感じると語っていた。

さらに問題になるのは、頻繁に起こる「保育事故」である。この4月「保育所落ちた日本死ぬ!!」のブログから世論が大きく喚起し政府の施策が問われたのをきっかけに、政府は更なる規制緩和策を打ち出し実施の方向で動いている。つまり小規模保育所の定員を増員することや世田谷区のようにこれまでの制度基準を自治体独自で拡大し子どもの安全のために努力している自治体(道内にも多くの自治体で実施されている)を責め上げ、定

員の枠を基準通りにせよ、認められている定員増も実施せよと押しつけていることである。しかし保育士のなり手が無い問題が解消されない現状では既に限界であるが、それでも更なる規制緩和策で一時しのぎに走るなら「保育事故」につながる危険性が增大することが大きな懸念となる。新制度による市町村基準条例を国基準を上回る内容に制度設定することが今後も一段と求められ、子どもの命と育ちを守る必要がある。保育士資格を要しない「保育支援員」や企業などが運営する保育の現場が増加するなか益々設置基準（市町村条例）の内容が重要となり、遵守されるチェック体制を公的責任に求めていかなければならない。

○保育の市場化が進んでいる問題

待機児童の解消を喫緊課題とする新制度は、先ず保育の量的確保が第一義的に出されその後押し政策として大幅な規制緩和による保育の市場化が進んでいる。民間企業にも社会福祉法人同様の給付金を交付し保育所参入へ道を開き量的確保が仕組まれた。札幌市内に増設される保育所は企業体運営が増えている。筆者も見学してきたが JR 鉄道降下にある駅型保育所は、改札口の真ん前にあり利便性が売り物、しかし園庭は無くひっきりなしに通過する電車の音が耳に入る環境にありそれでも認可保育所であり大手引越センターの企業が運営し、市内あちこちに保育園を増設している。

昨年のある教育集会で「企業が保育事業に入ると子どもにやさしくならない」とある母親が厳しく言及し保育の質を問いかけていた。また「利用方法がめんどうくさく作られた制度に文句があるならば結局のところ幼稚園に行きなさい、ということではないのか」と「幼児教育」を重視する新制度に反論する母親もいた。「子どもが育つ場である保育所はとても大切な場所。貧困家族が増え子どもの貧困が問題になる昨今、保育所の役割は今まで以上に求められていると思うとき保育所の市場化ですべての子どもたちが救われるのか疑問に思う」という意見も出ていた。

何よりもすべての子どもに最善の利益を実現し成長発達を応援しようとする目的の保育制度、新制度では真の福祉から遠のき、受益者負担の原則を柱に「教育する制度」に動き始め競争的教育の

早期化、教育格差を助長する助走としての幼児教育に転じる危険を感じているのは筆者だけだろうか。

4. 新制度により一歩前進、 しかし問題だらけの学童保育所

○全般的環境整備の遅れが問題の学童保育所

全国各地で、学童保育を利用する子どもたちが増え続けている今日、学童に入れない子どもの増加が社会問題になっている。札幌市内でも地域によっては児童会館の児童クラブが定員オーバーのため入れない子どもがいると聞く。共同学童保育所でも同じような現象が見られ、狭い居住空間で過ごす子どもたちが多い。ある学童ではやむなく別のアパートの一室を借り分室として運営する苦肉の策をとり指導員を雇ったが、この先児童会館の児童クラブが開設するなどがあればどうなるか、運営の不安定さを抱えて対応している現場もある。また学童保育所が設置されている地域、まだされていない地域など設置状況に地域間格差もあり保育料の格差、開設時間等も含めて市町村によって設置・整備が十分とは言えない。学童保育時間の設定が利用する親子のニーズに対応できず自宅に帰り一人ぼっちで親の帰宅を待つ子どももいる。さらに重要問題が子どもの居場所になる施設環境の劣悪さに対し改善対策もなく現状維持が続き子どもたちの生活居場所である環境整備が急務である。同時におやつについても、あり・なし、みんなで作り食べる・おやつを持参するなど統一性がなく、すべての子どもに生活保障を実現する学童保育所をどのように作っていくか大きな課題と言える。

○新制度と学童保育所

新制度では、学童保育所が児童福祉法に法的根拠を持つ（1997年児童福祉施設に準ずる施設となる）「地域子ども・子育て支援事業」のひとつである放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）と位置付けられ、制度の統一的基準が初めて明記され運営を市町村に義務付けられた。これまで対象児童を3年生から引き上げ6年生までとし、助

成交付金体系や子どもの定員、職員数、設備（面接基準）など新しい基準が定められたのである。

しかし新制度では、学童保育所の文言は使用されず、放課後児童クラブとして学校教育の延長線上に位置づけられ「放課後子ども教室」などすべての子どもを対象とした青少年教育事業の一端とする補完的役割に基づいていて、このことは従来役割としてきた福祉としての学童保育機能が後退し託児的扱いになったことは重大問題である。

一方、児童定員が40名程度と定められたことで、少人数の学童保育所は助成交付金が40人確保する施設よりも低額に抑えられている。運営者は、施設借り上げ費や光熱費な掛かる費用は一定であるため運営資金不足が発生し運営上に不公平さがあると指摘されている。つまり、少人数による学童保育所を実現したいと考える運営者に理念の自由性が保障されず、あくまで40名の子ども人数を確保しなければ施設をまかなうだけの運営費が給付されず「量的拡大」目標が圧迫するのである。学童の待機児童解消に施設は社会的責任を果たせとする建前論であるが、地域によっては利用する子どもの数が一定とは限らないのが現実であるにもかかわらず新制度の画一的姿勢が強調されている。運営資金の確保が難しいとなれば運営から撤退するしかなく、その隙間に資本豊かな民間企業が参入し量的確保に道を開く条件になる。企業の運営は「学童保育」+習い事・学習塾パターンでの営利化が当然であり親たちの不安心情に便乗し、質を問う機会さえも消失させていくのではないかと懸念する。「遊び」「生活」「静養」機能が十分に発揮される学童保育所をこの先どのように作っていくのか今後の課題である。

○放課後児童支援員

新制度では学童指導員ではなく放課後児童支援員の呼称が用いられ、内閣府は支援員研修制度をカリキュラム化し今年度からスタートさせている。内閣府によると放課後児童支援員は、保育士、社会福祉士等であって「児童の遊びを指導する者」の資格を基本にしていると明記している。果たして「遊びだけの指導」で良いとするのか、子どもたちの「生活まるごと」保障する専門性が学童には必要と考える。これまで培った共同学童保育の

運動と実践からも理論的に実証されていることでありそのことを軽んじた施策に甘んじるわけにはいかないのである。

5. おわりに

地域の子育て支援を充実させる大きな目的でスタートした新制度、本当に安心して子育て出来る支援体制が作られているのか、疑問ばかりが検証される現状にある。さらに課題は財源問題にある。そもそも子育て支援の財源を消費税増税に求めたこと自体問題ではあるが、先般安倍首相は参議院選挙を前に消費税増税の公約を今一度延期したことで新制度を実行する国の責任が大きく問われている。内閣府・文部科学省・厚生労働省の三省でだした「すべての子どもたちが健やかに成長するために。子どもの育ちと子育てを社会全体で支援します」との文言に息吹を吹き込むことが出来るのかどうか注視していかなければならない。子育て支援の本質は「すべての子どものへの最善の利益」実現であることをあらためて確認したい。

【総会資料】

「子どもと教育・文化 道民の会」

第12回(2015年度)

総 会

日 時：2016年 5月 7日(土) 13:00～受付
第1部 リレートーク 13:20～14:50
第2部 総会 15:00～16:00

場 所：札幌市 かでる2・7 510会議室
(札幌市中央区北2条西7丁目)

子どもと教育・文化 道民の会

総 会 日 程

13:15 開 会 司 会 (議事の進行も含めて)
梶 木 康 展

開会あいさつ 共同代表 姉 崎 洋 一

13:20
【第1部】

おはなし① 「『白書』づくりを通して見えてきた、子育て・教育の〈ひろば〉」

柳 憲一さん (「さっぽろ子ども・若者白書」編集長)

おはなし② 「地域で育つ子どもたち」

沢村紀子さん (「さっぽろ子ども若者白書」事務局長
・さっぽろ子育てネットワーク事務局長)

おはなし③ 「子ども・若者のいまとどうむきあうか」

加藤弘通さん (北海道大学教育学研究院准教授)

14:50 《 休 憩 》

15:00

【第2部】 総 会

「総会議案」の 提案
* 質疑・討論

事務局長 柳 悌 二

15:50 閉会あいさつ

共同代表 河 野 和 枝

15:55 終了

1. 第11回総会以降のとにくみについて

【活動日誌】

2015年

- 2月21日(土) 第11回総会 13:30~ 中央区民センター
①記念講演 加藤多一さん(共同代表) ミニ講演 姉崎洋一さん(共同代表)
②総会 参加者 25名
- 3月 9日(月) 第1回事務局会議 18:30~ 8名
13日(金) 「札幌市長立候補予定者アンケート」4候補への要請 2名
26日(木) 「アンケート結果について」の記者レク
11:00~ 札幌市役所市政記者クラブ 内田・姉崎・谷・柳 4名
31日(火) 「会報No29」発行 発送数 451通
- 4月 7日(火) 第2回事務局会議 18:30~ 7名
21日(火) 教育講演会よびかけ団体会議
8団体15名
30日(木) 教育講演会 報道関係各社へポスティング
- 5月12日(火) 第3回事務局会議 18:30~ 9名
23日(土) 講演会「いじめ自死殺害事件を考えるつどい」村山士郎講演会 130名
- 6月26日(金) 第4回事務局会議 9名
- 7月 5日(日) 子ども・若者白書つくる会シンポ
子育て・教育関係団体懇談会
21日(火) さっぽろフェスタ実行委員会
27日(月) 「会報No30」発行
29日(水) 第5回事務局会議
30日(木) 「高校配置計画」地域別検討協議会 石狩振興局会場
31日(金) 「フライデーアクション」(毎週金曜日) 大通西3丁目 18:30~
- 8月 2日(日) 子ども・若者白書 「子ども若者とメディア」エルプラザ
27日(木) さっぽろフェスタ実行委員会 19:00エルプラザ
29日(土) 「戦争させない北海道集会」13:00~大通西11丁目
30日(日) 「国会周辺10万人、全国100万人総がかり行動」への参加
// 「戦争法案に反対する市民集会」(水島講演) 18:30~エルプラザ
- 9月 2日(水) 「全国50万人統一行動」への参加
3日(木) 子ども若者白書役員会
4日(金) 同上 第2部会
6日(日) 「戦争させない北海道集会」
14日(月) 第6回事務局会議
15日(火) 戦争法案廃案デモパレード18:15~大通西3
16日(水) 戦争法案廃案デモパレード18:15~大通西3
17日(木) 戦争法案廃案デモパレード18:15~大通西3
18日(金) 戦争法案廃案デモパレード18:15~大通西3
19日(土) 戦争法案強行採決抗議集会11:00~大通西3
27日(日) 子ども若者白書シンポ 13:30~北海道大学
- 10月12日(月) さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスティバル
13日(火) 第7回事務局会議

- 11月 2日(月) クリアファイル問題市民集会 18:00～
 さっぽろフェスタ実行委員会 19:00～
 7日(土) 合研(～8日)
 11日(水) 戦争させない北海道集会 18:00～大通西3
 16日(月) 第8回事務局会議
 18日(水) 「**会報No31**」発行
 19日(木) 「NO WAR NO ABE」 18:30～大通西3
 23日(月) 「札幌子どもの権利条例制定7周年 検証のつどい」
 12月 6日(日) 札幌弁護士会「私たちは戦わない NOWARパレード」 12:00～
 7日(月) 道民の会「北海道総合教育大綱から北海道の教育を考えるつどい」
 10日(木) 事務局望年会 幸成丸
 14日(月) さっぽろフェスタ実行委員会&ご苦労さん会

2016年

- 1月 4日(月) 国会開会日デモ 18:15～
 8日(金) 道民の会など14団体共催「新春のつどい」与良正男講演会 参加者86名
 18日(月) さっぽろフェスタ実行委員会
 19日(火) 戦争させない北海道委員会 総がかり行動パレード 18:15～市民ホール前
 21日(木) 第9回事務局会議
 26日(火) 言論・表現の自由を考える市民集会
 30日(水) 「戦争法廃止・野党は共闘 街頭演説会」
 2月22日(月) さっぽろフェスタ実行委員会
 3月 3日(木) 第10回事務局会議
 13日(日) 10:00～「さようなら原発」
 19日(土) 14:00～姉崎特任教授 最終講義・レセプション
 27日(日) 12:00～「私たちはたたかわない パレード」
 4月 6日(水) 第11回事務局会議
 4月10日(日) 「5区補選 鳥越俊太郎・池田まき 街頭演説会」千歳市
 11日(月) 「**会報No32**」発行
 17日(日) 「子ども若者白書」完成記念シンポ・レセプション
 19日(火) 戦争させない北海道委員会集会パレード
 24日(日) 「衆議院北海道5区補選」投票日
 26日(火) 第12回事務局会議
 5月 3日(火) 憲法記念日 「戦争させない北海道委員会集会パレード」

【第11回総会(2015. 2. 21)以降のとりくみを振り返って】

1. 主なとりくみ

(1) 事務局の動き

- 3月 9日(月) 第1回事務局会議
 4月 7日(火) 第2回事務局会議
 5月12日(火) 第3回事務局会議
 6月26日(金) 第4回事務局会議
 7月29日(水) 第5回事務局会議

- 9月14日(月) 第6回事務局会議
- 10月13日(火) 第7回事務局会議
- 11月16日(月) 第8回事務局会議
- 12月10日(木) 事務局望年会
- 1月21日(木) 第9回事務局会議
- 3月 3日(木) 第10回事務局会議
- 4月 6日(水) 第11回事務局会議

*月に1回程度開催、情報交換や活動についての打合せを行ってきた。

(2) 会報の発行

- ① 3月31日(火) 「会報No29」発行 発送数

主な記事

第11回総会報告／札幌市長選立候補予定者アンケートとその結果／道知事選2候補の政策比較／会員からの寄稿(「さっぽろ子ども若者白書」のとりくみ)／村山士郎講演会案内

- ② 7月27日(月) 「会報No30」発行

主な記事

戦争法案廃案へ／村山士郎講演会ダイジェスト／寄稿文 1) 学問の自由シンポ(姉崎) 2) 道徳の教科化とどう向きあうか(谷) 3) 教育全国署名(関原) 4) 育鵬社教科書(新保) 5) 子ども若者白書のとりくみから(沢村)

- ③ 11月18日(水) 「会報No31」発行

主な記事

巻頭言(加藤代表)／アベ政治は許さない(道労連黒澤)／子ども若者白書シンポ報告(谷)／さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスタ報告／寄稿 1) 「北海道の教育大綱素案をめぐって」(國田) 2) 「創造することは考える力を身につけること」(劇団一揆橋田)

- ④ 4月11日(月) 「会報No32」発行

主な記事

第12回総会案内／与良正男講演会ダイジェスト／「北海道の教育を考えるつどい」報告／「さっぽろ子ども若者白書」完成報告

(3) 一斉地方選挙に関わるとりくみ

- ①札幌市長選挙

DCI さっぽろセクションと共同のとりくみを行った

- 1) 「札幌市長立候補予定者アンケート」4候補への要請
- 2) 「アンケート結果について」の記者発表

北海道新聞朝刊(3/27)記事になる

- ②道知事選候補政策比較を会報にてお知らせ(3/31)

(4) 教育懇談会・つどいのとりくみ

- ①5月23日「いじめ自死殺害事件を考えるつどい」村山士郎講演会のとりくみについて

- 1) 子育て・教育関係団体の共同開催をめざした
- 2) 4月21日教育講演会の共催事業打合せを8団体15名で行い準備した
- 3) 共催団体 10団体 後援 札幌市で開催できることになった。
子どもと教育・文化 道民の会／北海道子どもセンター／さっぽろ子育てネットワーク
／認定NPO法人北海道自由が丘学園／北海道教育科学研究会／北海道民間教育研究団体連絡協議会／全北海道教職員組合／北海道高等学校教職員組合／DCI さっぽろセクション／新日本婦人の会北海道本部
- 4) 講演会は130名以上の参加で成功できた

②子育て・教育関係団体懇談会のとりくみ

- 1) 5団体7名の懇談会を行うことができた
道民の会（河野 山内 柳） DCI（谷） 子どもセンター（柳）
子育てネット（沢村） 道民教（太田）

③「さっぽろ〈子育て・教育〉市民フェスティバル2015」のとりくみ

- 1) 月1度の実行委員会に参加し、準備した
- 2) 全体企画（上田前市長講演） テーマ交流会へ100名を超える参加
「あそびの広場」にも親子100名超が参加

④DCI札幌セクションのとりくみに共催

- 1) 11月23日 「札幌子どもの権利条例制定7周年 検証のつどい」

⑤「さっぽろ子ども・若者白書」づくりとシンポ「子ども若者とメディア」のとりくみ

⑥「北海道総合教育大綱から北海道の教育を考えるつどい」のとりくみ

⑦14団体共催「新春のつどい」与良正男講演会（参加者86名）のとりくみ

*団体・個人との共同のとりくみを拡大することができた。

2. 11回総会以降のとりくみを振り返って

①その時々の教育問題について学習・交流する場を設けるとともに、講演会のダイジェストを「会報」として会員へ配布してきた。

②共同を広げることを重視して、「つどい」や「学習会」シンポジウムなどのとりくみをすすめてきた。「DCI さっぽろセクション」や「フェスタ実行委員会」など10団体での共催したとりくみができた。

③また、継続開催とはできなかったが教育・子育てにかかわる団体で交流する「教育懇談会」が開催できた。今後の共同を広げる観点からも重視したい。

④北海道で起きている教育問題・子育ての現状と課題などについて会報などを通して、会員へ情報提供を行ってきた。

⑤教育行政・自治体への要請を行ってきた

*「DCI」のよびかけで「札幌市こども権利条例の検証」にかかわるとりくみを行った。

*「北海道総合教育大綱」に付いての検討会を行うことができた。

⑥「道民の会」の構成団体である「道高教組」が中心になって「高校生アンケート」をとりくみ、 高
校生の現状と課題について検討分析する機会を持つことができた。

⑦道民の会の現状と今後の課題

- 1) 会員数は、個人460名（11回総会以降の会費納入者 211名）
 団体 18団体（ // 7団体）
 新会員 5名 死亡・脱会・住所不明30名
- 2) 会員との情報交換
 ＊年4回程度の「会報」発行で会員への情報発信が予定通り行うことができた。
 ＊双方向の情報交流のためのインターネットやメール等の活用が今後の課題
 ＊札幌圏中心の活動にとどまらない全道各地の地域でのとりくみを重視していくことが大切
- 3) 週1回の事務局員を置くことができ、会員名簿の管理などかなり正確にできるようになった。
 さらに体制強化を進めることも重要。

【2016年のとりくみについて（活動計画）】

1. 大切にしたい視点

- ①憲法・47教育基本法・子どもの権利条約にもとづき、「国連第3回最終所見」までの到達点に立ち、子どもたちが大切にされる学校・地域づくりをすすめる視点
- ②子どもたちのもっとも困難な状況にある震災地域の復興や放射能から子どもを守る視点
- ③乳幼児期から青年期までの子どもの実態を明らかにするとともに子どもたちの発達保障を大切にする視点
- ④子ども・教育に関わる様々な個人・団体との共同をこれまで以上に広げる視点
- ⑤全道各地での子育て・教育の活動について、情報交流するほか調査研究活動をすすめる視点
- ⑥「道民の会」会員の思い・要求の実現と「道民の会」会員拡大を広げる視点

2. 具体的なとりくみについて

（1）安倍教育改革など「上からの教育改革」について学習するとともに、「改革」やその具体化としてすすめられている北海道の教育行政の施策などの問題点・課題を明らかにするとりくみをすすめます。また、一致できるところから、私たちの思いを発信・提言します。

- ①「戦争法」廃止、憲法・子どもの権利条約を守り生かすとりくみをすすめます。
- ②「安倍教育再生」の具体的な内容について学習をすすめます。
- ③国や自治体に対する提言や要請・懇談のとりくみをすすめます。
- ④「北海道の教育の現状と課題」について調査・研究・提言する活動を重視しとりくみます。
- ⑤「7月参院選」においては、各政党（会派）・立候補者の政策を聞きとるとともに、憲法・子どもの権利条約（条例）がより一層生かされる機会となるようとりくみます。

（2）子どもたちのおかれている現状から出発し、子どもの声・思いに寄り添いながら、学校・地域からの共同のとりくみをすすめます。

- ①「さっぽろ子ども・若者白書」を普及するとともに、全道各地での子どもの現状についての調査・検証のとりくみをすすめる。
- ②2016年国連子どもの権利委員会への「日本政府報告書提出」にかかわる「市民NGO報告書をつくる会」の運動に積極的に関わり、子どもの現実から始まる国連への報告となるようとりくみをすすめます。
- ③札幌市をはじめ奈井江町・北広島市・幕別町などにおける「子どもの権利条例」について、制定後の検証をこれまでに引きつづきすすめ、一層生かされるためのとりくみをすすめます。

④様々な機会に、子どもの声を聞きとることを重視し、声が反映されるためのとりくみをすすめます。

(3)「子どもに最善の利益を」大切にしている学校・地域づくりをすすめます。

①「いじめ／自殺問題」を検証し、「自死をうまない札幌・地域・学校」にするためのとりくみをすすめます。(行政・検討委員会への要請なども)

②様々な教育実践・学校づくりを学習・交流し、子ども・保護者・教師・地域の共同による学校づくりをひろげます。

(4)子どもと教育・文化にかかわる多くの団体個人との共同をひろげます。

①教育問題交流検討会を継続的に開催します。

②全道各地の会員のつながりをつくり、各地方・地域単位での小・中懇談会開催をめざします。

③全道各地でとりくまれている「各地域での実践を学ぶ」「話を聞く・体験する」機会をつくります。

④文化活動を重視して子どもたちと関わる事業の開催をめざします。

(5)「道民の会」を強化拡大します。

①会報の発行を季刊として定期発行します。(6月9月12月3月を目途に)

②ホームページ(フェイスブックなど)を充実し、会員同士も含め情報交換できるようにすすめます。

③全道各地から「地域連絡員」「地域事務局員」を募集します。

*会員のみなさんの住んでいる地域の様子をレポートしておくってください。

*会員のみなさんの思い・要求などを通信してください。

④会費納入率を高める努力をします。

⑤会員の拡大をすすめます。

⑥事務局体制の強化をめざす。

事務局員の拡大・事務局会議の定例化

⑦財政の確立を

200万円程度の財政規模をめざす。

3. 2015年度会計決算報告・2016年度会計予算案について

p9参照

4. 役員体制について

()は主な所属

共同代表 姉崎洋一(北海道大学) 加藤多一(童話作家) 河野和枝(北星学園大学)

代表世話人 ト部喜雄(教育研究所) 川村安浩(道教組) 工藤富美子(新婦人)

國田昌男(高教組) 佐藤博文(弁護士) 谷 光(DC I札幌)

原田 勇(子どもセンター)

事務局長 柳 悌二

事務局 菱木淳一(高教組) 梶木康展(道教組)

沢村紀子・富永多映子・真鍋和弘・本宮厚子・山内 雅